

渡嘉敷村プレミアム付商品券 取扱店募集について

渡嘉敷村は、消費喚起と高齢者層の生活支援を目的に村内で使える「渡嘉敷村プレミアム付商品券」を発行します。この商品券を使用できる取扱店を下記の要領で募集します。

① 商品券取扱店の参加資格

渡嘉敷村内において小売業、飲食業、サービス業その他の業種を営む事業主とする。

② 登録方法

本事業に賛同し取扱店として登録を希望される事業所は、村指定の申請書に必要事項を記入し、振込先確認ができる通帳のコピー（金融機関名・口座種別・口座番号・口座名義が判別できるものであること）を持参の上、渡嘉敷村役場 総務課窓口に提出してください。

※村による審査の結果、取扱店として承認された事業所には取扱店登録証とポスターなどを配布します。

③ 登録期間

平成27年7月7日(火) 正午まで（第1回締切）

④ 商品券換金について

(1) 換金請求書に必要事項をご記入の上、使用済み商品券を下記の窓口まで提出下さい。

期間:平成27年7月14日(火)～平成28年1月15日(金)

窓口:渡嘉敷村役場 総務課窓口

※換金の際は、商品券裏面の取扱店欄の押印または記入して下さい。換金の期限後は無効となります。

(2) ご指定の金融機関へ振り込みます。(振込手数料は村負担)

⑤ 商品券利用上の注意

(1) 商品券取扱店において現金と同様に利用できるが、釣り銭は支払わない。

(2) 商品券は商品券取扱店の商品、サービスを対象とする。但し、次のものは対象外とする。

- ・換金性の高いもの(商品券・ビール券・お米券等)
- ・国や地方公共団体への支払い
- ・たばこ、切手、その他商品券取扱店が指定したもの

取扱店募集についてのお問い合わせは

渡嘉敷村役場 総務課

TEL 098-987-2321

FAX 098-987-2560